# 千葉県子ども・子育て支援事業支援計画の中間見直しについて

子 育 て 支 援 課 平成30年9月7日

子ども・子育て支援法により、県が平成 27 年 3 月に 5 か年計画として策定した本計画について、平成 29 年度が計画の中間年であったことから、最新の保育需要を反映し、計画の見直しを行いました。

### 1 計画の概要

- ・ 子ども・子育て支援法第62条第1項に規定された、都道府県が策定する法定計画。
- ・ 市町村が幼稚園教育・保育、子育て支援のニーズを把握の上、保育所などの施設 整備や地域子ども・子育て支援事業を実施し、子育て支援を行うために「子ども・ 子育て支援事業計画」を策定。市町村を支援するため、県が本計画を策定。

### 2 計画期間

平成27年度から平成31年度までの5年間。(平成29年度に計画の中間見直し)

# 3 計画の見直しの主な内容

## (1)教育・保育の提供体制の確保

ア 需要見込み、整備計画数の見直し

\* 整備計画数 (当初計画) (見直し後)

H30. 4. 1 112, 716人  $\rightarrow$  114, 563人

H31. 4. 1 115, 486  $\rightarrow$  123, 078  $\rightarrow$ 

参考: H29.4.1実績 108,312人 → H32.4.1目標 128,736人

イ 施設類型別、市町村別の整備目標数の記載も追加

ウ 認定こども園の設置目標数と設置時期についての記載の追加

### (2) 人材の確保と資質の向上

ア 保育従事者数等について、最新の保育所等の整備に対応した見込み数に見直し

\* 保育士数 (当初計画) (見直し後)

H31. 4. 1 17, 230人  $\rightarrow$  24, 672人

参考: H29. 4. 1実績 21, 253人 → H32. 4. 1目標 25, 824人

イ 保育士確保・定着対策の強化の取組を盛り込んだこと

#### 4 今後の県の取組

- ・毎年度、保育の提供体制について、市町村ごとの利用申込数、施設整備数などの進 排管理を行います。
- ・施設整備及び保育士確保対策等において、県単独事業を実施するなど、引き続き市 町村と連携して子育て環境の充実に取り組んでいきます。
- ・保育の受け皿整備を更に加速化し、平成32年度までの待機児童解消に向けて努めてまいります。